

二〇一七年六月に未来投資戦略2017が閣議決定され、二〇二五年までに二〇カ所のスタジアム・アリーナの実現を目指す具体的な目標が掲げられました。以後、全国各地でスタジアム・アリーナの計画が進められています。

スタジアム・アリーナ改革として、これまでのコストセンターからプロフィットセンターへの転換が求められ、稼働スタジアム・アリーナという観点からプロスポーツ

明日への力

日本総合研究所

リサーチ・コンサルティング部門

マネジャー 野々村 真輔

54



興行を観戦する「みる」スポーツやスポーツ以外のコンサートやビジネスイベントの開催を新たなコンテンツとして、にぎわい創出や収益を重視した計画が進められています。プロフィットセンターにすることで、施設の収支面では、利用料金収入を増やし、指定管理料（行政の財源負担）を低減させることになり、財政の健全化の観点からは、歓迎される動きです。

しかし一方で、従来の地域住民がスポーツを行う「する」スポーツが劣後されるあまり、利用枠が限られ、特定の団体（アマ

るため、事例を通じて、スタジアム・アリーナの開発体制や進め方について考えてみます。

最初の事例は、八戸市にある多目的アリーナ「フラット八戸」です。このアリーナは、地元アイソホッケーチームを保有するゼビオグループが八戸市から市有地を無償借地として整備された民設民営施設です。八戸市は地域住民の利用枠として年間一、五〇〇時間を買い取り、官民が連携して収益と地域住民の利用を両立させている事例です。次の事例は、栃木市にあるサッカースタジ

誰のためのスタジアム・アリーナか

ュアスポーツ等）しか利用できない状況になり、地域のスポーツ実施率向上や普及スポーツをしない地域住民のスポーツに触れ合う機会が損なわれているのも事実です。国内の大半のスタジアム・アリーナは

AM「CITY FOOTBALL STATION」です。このスタジアムは、公園条例を一部改正して、総合運動公園内にあった有料施設を廃止し、その土地を活用して栃木シティフットボールクラブの主要株主である日本理化工業所が全額負担で整備した民設民営施設です。整備後は、固定資産税と公園の使用料を栃木市が最大一〇年間全額免除する内容の覚書を交わしています。スタジアムの運営管理は、栃木シティフットボールクラブの運営会社が行うことで、ファン獲得に向けたさまざまなコンテンツを展開し、収益と地域住民のスクール教室利用を両立させ

ている事例です。これらの事例に共通するのは、地方公共団体が民間企業のリスク低減になる受け入れ態勢の構築や支援策を講ずることで、民間開発を推進する役割を担っていることです。無論、地方公共団体が特定の民間企業に対して支援することは公平性に欠くことから、公的な施策と合致していること例えは、地域住民への無料開放やスポーツ実施率向上等や民間企業の選定方法を踏まえ、スポーツを切り口に地域の抱える課題を解決していく拠点としてスタジアム・アリーナが整備される」というロジックが必要になります。また、一部財政負担が生じる場合は、公共施設等総合管理計画による公共施設の集約化等と関連付けることで、財源を確保することも考えられます。いずれにしても、地元スポーツクラブを巻き込みながら、地方公共団体と民間企業で手を取り合うことが、収益性と地元地域利用のバランスがとれたスタジアム・アリーナになるものと考えます。

今回は、スタジアム・アリーナの計画上で重要なステークホルダーである地元プロスポーツクラブにフォーカスしたテーマを投稿します。

* 記事に関するお問い合わせは realweb@ml.jpri.co.jp までお願い致します。

地方公共団体の利用を優先した施設にしていくのか、その方向性を決めかねている地方公共団体も多くあります。本稿では、このようなジレンマを解消す

るため、事例を通じて、スタジアム・アリーナの開発体制や進め方について考えてみます。